

御質問： 11月2日のリコッティでの説明会のおり、津波対策についての質問に対して、原電の17メートルではないが、6メートルの防波堤はあるとお答えになりました。ところが、実際にはそのような建造物は見当たりません。いったいどうなっているのでしょうか。

回答： 現地は、茨城沿岸海岸保全基本計画に基づき、海岸防護、海岸環境の維持、海岸利用の三つの観点で、河川局（現在の水管理・国土保全局）によって、浸食への対策と保安林護岸の維持を行いつつ、6mの防潮効果のある護岸構造を形成させ維持管理されています。コンクリート壁の建設ではない方法による護岸を行っているのは、豊岡自然環境保全区域に位置するためです。技術的には、敷地境界のフェンスとその基礎部分（TP+7～9m）及びそのフェンスに沿った監視用道路で緩傾斜護岸を形成させ、新川河口の土砂堆積防止用防波堤と、砂浜への砂補充、海岸線近傍に沈めた消波ブロック等を組み合わせて、全体で約6mの防潮効果を持たせています。県が公開している東関東大震災時の津波到達範囲のマップに、その様子が記載されています。
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class06/kaigan/tsunamisinnsui/file/04shichoson/10.pdf>

御質問： 12月に運転再開とか、いろいろな声があるようですが、運転再開の予定はどのようなのでしょうか。

回答： 住民説明会でご説明しましたように、J-PARC センターでは、安全管理体制の強化を年内に終了させ、物質・生命科学実験施設の運転を、2014年1月末に開始することを目途に準備を進めているところです。その一環として加速器の性能確認等の作業を開始しています。

御質問： 住民の理解を得たら再開するようですが、そのためにどのようなことをするのでしょうか。

回答： ハドロン実験施設における放射性物質漏えい事故に対する再発防止策や安全管理体制については、8月に原子力規制委員会に法令報告第三報を提出し、その内容は概ね妥当との評価を受けました。また、茨城県や東海村等の自治体関係者による立ち入り調査や茨城県原子力安全対策委員会において、同じく概ね妥当との評価を得ています。その再発防止策や安全管理体制は、東海村議会において報告し、住民の方々にも3回の説明会を通して御説明しており、御理解いただいたものと考えております。今後の進捗状況につきましても、引き続き、ホームページなどで住民の皆様にも広くお伝えしていきます。最近行いました金標的の観察結果も、公表いたしております。

御質問： 「科学者の社会的責任、倫理観」のあり方といったものについて、どのようにお考えなのか、もう少しわかるようにご説明いただけないでしょうか。

回答：科学の営みは、たとえどんな基礎研究であったとしても、究極的には社会への貢献を願って行われています。J-PARCで行っているような基礎研究も、いずれ応用研究に発展し、医療問題や食糧問題、エネルギー問題の解決につながり、国民の皆さま一人一人の幸せに繋がるように、というのが、全てのJ-PARCセンターの研究者の願いです。

しかし、専門的な研究活動に専念する結果、個々の研究者の視野が狭くなって、科学活動が社会に対してどのような影響を及ぼすのかといった思い、特に研究活動の実施における安全意識が欠如しがちであったことは否めません。そのことこそが今回の事故における一連の不適切な対応を招いてしまった原因のひとつと考えております。

有識者会議の答申書においても「職員の顔が見える活動などを活発にしてお互いの理解を深め信頼感を自然に育成できるように努力する」よう求められており、こうした活動を通して、社会における科学のあり方、科学活動が社会に及ぼす影響、そして科学者の社会的責任を個々の研究者が日々しっかりと自覚し、倫理観を育て、研究活動に臨んでいくように努めて参ります。

御質問：2011年3月11日の大震災後の運転再開について、国、県への対応は、どうだったのでしょうか。

回答：茨城県等に対しましては、以下のような対応を取ってきました。

- 1) 3月12日から6月10日まで毎日、口頭ベースで県・村に対して原科研の状況を報告
- 2) 4月20日 東海村原子力問題特別調査委員会（原特委）で被害状況を説明
- 3) 4月22日以前 文科省に提出した「東北地方太平洋沖地震に伴う被害状況について（報告）」に関する県、村への説明
- 4) 5月9日 県からの事務連絡（依頼）に基づく被害状況資料の提出

県から運転停止にかかる指示はなく、J-PARC独自の判断で運転を再開しました。なお、運転再開に際しては、県及び東海村に連絡しました。

国への震災被害状況に関する報告は以下の通りです。

- 1) 3月中に、口頭で国に対してJ-PARCの状況を報告。
- 2) 4月5日 再度J-PARCの状況を報告。
- 3) 4月20日 資料を用いて、J-PARCの状況を報告。

国から運転停止にかかる指示はなく、J-PARC独自の判断で運転を再開しました。これは、震災に際して、J-PARC使用許可申請書の記載事項に抵触することが発生していなかったためです。尚、運転再開に際しては、国にその旨を連絡しました。また、再開までの間に、加速器性能向上のための使用変更許可申請を行い、その変更許可を得て、加速器の性能向上をはかり、運転再開を行いました。